

役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人環境生活文化機構（以下「本機構」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本機構の役員は、無報酬とする。

(費用)

第4条 本機構は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員には、理事会等の出席に要する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費を支給することができる。

(公表)

第5条 本機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、社員総会の決議をもって行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。